

令和 3 年五所川原市教育委員会第 4 回定例会会議録

五所川原市教育委員会

令和３年五所川原市教育委員会第４回定例会議決結果表

議案番号	提 案 年 月 日	件 名	議 決 年 月 日	結 果
議案第１９号	令和３年４月２２日	臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市学校給食費の助成に関する規程の一部改正について）	令和３年４月２２日	原案可決
議案第２０号	令和３年４月２２日	五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について	令和３年４月２２日	原案可決
議案第２１号	令和３年４月２２日	五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について	令和３年４月２２日	原案可決
議案第２２号	令和３年４月２２日	五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について	令和３年４月２２日	原案可決
議案第２３号	令和３年４月２２日	五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令の制定について	令和３年４月２２日	原案可決
議案第２４号	令和３年４月２２日	五所川原市社会教育委員の委嘱について	令和３年４月２２日	原案可決

令和３年五所川原市教育委員会第４回定例会会議録

日時：令和３年４月２２日（木） 午後１時３０分開会

場所：五所川原市本庁舎 ３階 議会委員会室

◎議事日程

開会

- 第 １ 会議録署名委員の指名
- 第 ２ 会期の決定
- 第 ３ 前回会議録の承認（令和３年第３回定例会）
- 第 ４ 教育長の報告
- 第 ５ 議案第１９号 臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市学校給食費の助成に関する規程の一部改正について）
- 第 ６ 議案第２０号 五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について
- 第 ７ 議案第２１号 五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
- 第 ８ 議案第２２号 五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について
- 第 ９ 議案第２３号 五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令の制定について
- 第１０ 議案第２４号 五所川原市社会教育委員の委嘱について

閉会

◎出席教育長及び委員（５名）

教育長	長 尾 孝 紀	
１ 番	丁子谷	悟 委員
２ 番	木 村 吉 幸	委員
３ 番	奈 良 陽 子	委員
４ 番	楠 美 恭 寛	委員

◎説明のため出席した職員（７名）

教育部長	夏 坂 泰 寛
課長	永 山 大 介
社会教育課	課長 大 沢 丈 徳
学校教育課	課長 三 和 明 久
学校給食センター	所長 葛 西 一
図書館	館長 佐 藤 悟
学校教育課	課長補佐 村 元 宏 禎

◎職務のため出席した職員（１名）

教育総務課	課長補佐 工 藤 大
-------	------------

◎開 会

○教育長

本日の出席は、私ほか委員が４名、定足数に達しております。これより令和３年五所川原市教育委員会第４回定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

○教育長

日程第１、会議録署名委員の指名に入ります。会議録署名委員は、委員会会議規則第１７条第２項の規定により教育長が指名

とありますので、私の方から指名いたします。3番 奈良委員、4番 楠美委員にお願いいたします。

◎会期の決定

○教育長

日程第2、会期についてお諮りいたします。会期は本日一日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日一日とすることに決定いたしました。

◎前回会議録の承認（令和3年第3回定例会）

○教育長

日程第3、前回の会議録の承認についてであります。ご異議なければ承認したいと思います。

(異議なしの声あり)

○教育長

ご異議がないようですので、第3回定例会の会議録を承認することに決しました。

◎教育長の報告

○教育長

日程第4、教育長の報告ですが、私から二点ございます。

最初に令和3年4月1日現在の市内の児童生徒数について報告します。小学校児童数は、2,088人、新1年生は324人です。中学校生徒数は、1,113人、新1年生は386人です。市内小中学校児童生徒数の合計は、3,201人になります。

昨年度の4月1日の児童生徒数と比較しますと、小学校では58人、中学校では17人の減少、合計で75人の減少となって

います。ちなみに昨年度は一昨年と比較して、小中合計で157人の減少でしたので、近年では減少数が最も少なくなっています。

次に、昨日21日に動画配信で実施しました「五所川原市教職員全員研修会」についてお知らせします。この研修会は、市内小中学校全教職員を対象とし、五所川原市学校教育指導の方針と重点及び確かな学力向上プロジェクトの推進等について理解を深めるとともに、喫緊の教育課題解決に向けて、一丸となって取り組んでいただくために、年度当初に毎年オルテンシアを会場に開催しているものです。

昨年度は、コロナ禍の中で開催できませんでしたので、今年度も全教職員が一堂に会しての開催は難しいことを想定して、各学校にオンデマンド形式による動画配信という形で開催することにしました。今後もコロナ禍の中にあっては、いろいろと研修会の開催が制約されることも予想されます。今回の開催方法の状況等も確認しながら、ICT機器の活用も積極的に取り入れていきたいと考えております。

私の方からは以上です。

◎付議案件

○教育長

次に、日程第5 議案第19号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市学校給食費の助成に関する規程の一部改正について）」を議題といたします。本件について、担当より説明願います。

○学校給食センター所長

議案第19号「臨時代理の承認を求めることについて（五所川原市学校給食費の助成に関する規程の一部改正について）」、議案書を基に説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

（なしの声あり）

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第6 議案第20号「五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」、日程第7 議案第21号「五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」これらの2件は関連がありますので、一括議題といたします。本件について担当より説明願います。

○図書館館長

議案第20号「五所川原市立図書館設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定について」、議案第21号「五所川原市立図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」議案書をもとに説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○楠美委員

図書館設置条例施行規則の一部を改正する規則のなかで、貸出券交付申請書の性別欄を廃止することは何か理由があって廃止をするのでしょうか。

○図書館館長

性別欄に関しては、過去から現在まで性別による集計は行っていないというのが表立った理由ですが、もう一つの理由として、日本だけでなく海外でも性別記入を嫌がる方がいますので、その方達への配慮ということもあります。

そして、貸出券交付申請書から図書貸出のためのカードを作るのですが、カードには名前のみで、性別は記載されていませんので、廃止することといたしました。

○教育長

県内もそうですが全国的にそういう動きになっているんでしょう。

○図書館館長

県内でもほとんどありません。

○教育長

わかりました。

そのほか質疑ありませんか。

○丁子谷委員

ひとつお聞きしたいのですが、旧伊藤忠吉記念図書館が金木総合支所の新庁舎に分館として入るとのことですが、職員配置と開館時間と勤務時間についてもう少し説明してもらいたい。

○図書館館長

まず開館時間ですが、午前9時30分開館、午後5時閉館となっております。

職員配置についてですが、会計年度任用職員が1名と本館からの職員が1名の2名体制です。この体制はこれまでと同じで、今後も維持していきます。

職員は午前8時30分までには分館に入り、開館は9時30分からとなります。

○丁子谷委員

職員配置について、急に本館の職員が休むことになり、支所の職員が対応しなければならないといった事がないよう、その辺は明確に職員に通知しなければいけないし、会計年度任用職員に対しても、職員に準じるということをご指導いただければいいのではと考えます。

○教育長

わかりました。

そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

なければ質疑を終結いたします。採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第8 議案第22号「五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」、日程第9 議案第23号「五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令の制定について」は関連がありますので、一括議題といたします。本件について担当課より説明願います。

○教育総務課長

議案第22号「五所川原市教育委員会規則で定める申請書等の押印の特例に関する規則の制定について」、議案第23号「五所川原市教育委員会訓令で定める申請書等の押印の特例に関する訓令の制定について」、議案書をもとに説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○奈良委員

この押印の特例の説明で45件と説明がありましたが、教育長印を押すものを省略するものですか。

○教育総務課長

住民やスポーツ団体等の団体からの申請に係る押印が対象になります。

○奈良委員

公印は対象にならないのですか。

○教育総務課長

公印については極力簡略化するよという指示はありますが、今のところ廃止の動きはありません。

○教育長

そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

次に日程第10 議案第24号「五所川原市社会教育委員の委嘱について」を議題といたします。

本件について担当課より説明願います。

○社会教育課長

議案第24号「五所川原市社会教育委員の委嘱について」、議案書をもとに説明した。

○教育長

これより質疑に入りますが、質疑はありませんか。

○丁子谷委員

2番の委員の方ですが、家庭教育関係とありますが、どういう方でしょうか。

○社会教育課長

2番の委員の方は、NPO法人子どもネットワーク・すてっぷの方でありまして、公民館でもハートネット等の活動を実施しておりますし、いろいろな活動をされている方です。

○丁子谷委員

委員の学識経験など見れば学校の先生などが多いですが、こういった家庭教育や社会教育に通じる方達になっていただければ良いことだなと思い聞いてみました。

○教育長

それでは、そのほか質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

質疑を終結いたします。採決いたします。本件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○教育長

異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって、今定例会に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

その他として何かございませんでしょうか。

○学校教育課長

教育支援センター指導員とスクールカウンセラーを令和３年度会計年度任用職員として任用したことについて説明した。

○教育総務課長

G I G Aスクールサポーターを令和３年度会計年度任用職員として任用したことについて説明した。

○教育長

そのほかには案件はありませんか。

○学校給食センター所長

給食センターにおける物損事故についての報告をした。

○教育長

そのほかに案件はありませんか。

○社会教育課長

金木B & G海洋センタープールにおける物損事故について報告した。

○教育長

そのほかに案件はありませんか。

○教育総務課長

教育委員の皆様にも事務局からのご提案がございます。

学校でのI C T活用が進んでおりますが、事務局といたしましては、こういった会議でもI C Tの利用を進めていけたらと考えております。

具体的には、委員の皆様にもこちらにあるタブレット端末を活用していただいて、議案の配布や連絡等といったペーパーレス化から始めていけたらと考えております。端末は事務局で準備し、皆様に御貸しする予定ですが、利用の条件として、ご家庭でのW i - F i 環境が必要となります。

まずはこの取り組みについて、進めてもよろしいかどうかこの場でご意見をいただければと思っております。

○教育長

皆様、ご家庭にW - F i 環境はございますか。

○丁子谷委員、木村委員、奈良委員、楠美委員

あります。

○教育長

それでは委員の皆様の環境は大丈夫なようなので進めてください。
そのほかに案件はありませんか。
なければ委員の方から何かありませんか。

○木村委員

今、大阪の方で緊急事態宣言が発令される予定になっていますが、学校では、午前は休みで午後からリモートで授業を行うといったよくわからない動きが聞こえていますが、例えば五所川原市で緊急事態宣言が発令されたとして、学校でも患者が出てきた場合の備えについて何かありましたらお聞きしたい。

○教育長

この件については、学校教育課の方で対策を進めております。

○木村委員

大阪でも急にこのような状態になってしまった。

例えば、休みにしてしまえば駄目だからリモートにする。

ただ、リモートにするにしても、この場の委員4人でさえもたまたまWi-Fi環境が家庭にあったから事務局の提案ができるのであって、Wi-Fi環境の無い家庭の方が多数なのではないかと思う。

あと、急にリモートでの授業ができるのかなというのがひとつと、東京などであれば一部かもしれないが去年からリモートでの授業をやっているから多分大丈夫だろうと思われるが、我が五所川原では果たしてどうなのかなと。

○学校教育課長

まずは、できるのかということですが、正に昨年度にタブレットが学校に配備されたばかりの状態で、まだまだ子ども達への操作の仕方など不十分なところがあります。

もうひとつは、委員が言われた、家庭でのWi-Fi環境の調査もしっかりやっていく必要がありますので、現実的に今すぐの対応はなかなか厳しいと思われます。

具体的には、現状は分散登校などといった対応をとるのが今のところの限界かなと感じております。

急いで、家庭でのWi-Fi環境の調査並びに子ども達のタブレットの操作に関して進めていく必要を感じておりますので、学校と相談しながら調査等を進めていきたいと思います。

○教育長

昨年度配備したタブレットは、学校で使うというのが基本的なスタンスであって、家庭に持ち帰って使うというのは他の市町村同様に想定していませんでした。ただ、やろうと思えばやれないこともないが、家に持ち帰って故障したなどのトラブル等ありますので、現時点では難しいだろうと思います。

青森市では、去年あたりから話題になっていたんですけども、Wi-Fi環境がない家庭は学校に来て対応するなどしていたようです。

当市でも去年1回調査していますが、今回また緊急な状態が発生する可能性があるので、教育総務課長には改めて家庭のWi-Fi環境調査をお願いします。

去年の調査結果では、1／3以上は家庭でのリモート学習は無理だと回答がありましたが、こちらの意図した回答ではなかった可能性が高いので、次の調査ではリモート学習の環境が整っているかどうか調査をしたいと考えます。

今の状況を見れば、県内でも青森市は非常に危ない状況ですので早めに対応したいと思います。ただ、小学校低学年から全で一斉にやれるかといえは厳しいですが、環境を整えば小学校高学年から中学校はやれそうだと思います。

現実的に、連休が終わって2週間くらいでどうなるかわからないので、最悪の状況を考えながら体制づくりも含め、対応を進めていきます。

ほかに委員の方からありませんか。

○丁子谷委員

今年度、全国学力テストはありますか。

○学校教育課長

実施予定になっております。

○丁子谷委員

今年は、去年の1年間を通してのひずみが現れてくるのかなと感じています。それと、五所川原市では学力向上のゴールを定めているが、学校サイドでは、去年、教科書は終わりましたよ、遅れているものはありませんよ、となっているが、子ども達の身に付いたかどうか、そこで結果が出てくると思われます。

GIGAスクールについては、先生達がタブレット端末の扱いと、子ども達の学力がどの程度上がっているのか、下っているのか、理解したのか、していないのか、先生達が試される時代だと思いますので、是非GIGAスクールサポーターだけに任せるのではなくて、学校教育課全体で取り組んでいかないと、先生方がどうしていいかわからなくなってしまうと思われるので、

その辺の協力体制をしっかりと進めていっていただきたいと思います。

○教育長

全国学力テストについて、今調べてみたところ、5月の下旬にやる予定のようです。
現状を考えると、全国的にはやらないところも出てくると思われます。
ほかにありませんか。

○木村委員

運動会と修学旅行についてお聞きしたいのですが、今年度はどうなってるのでしょうか。

○学校教育課長

修学旅行については、今のところ各学校の方で計画を保護者に説明して実施の方向で進めていますが、やはり子ども達の安心
・安全が第一ですので、そこは教育委員会からの指示ではなくて、各学校の校長の判断で決めていくこととしております。

○教育長

運動会についてですが、これは各学校では今のところやる方向で考えているようです。運動会であれば9月とか、2学期に延ばすことも可能なので、5月の連休明けが判断の材料になってくるのかなと思います。
参観日についても現状だと厳しいと思われそうですが、その辺は各学校での判断になります。
ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○教育長

これを持ちまして令和3年五所川原市教育委員会 第4回定例会を閉会いたします。

午後2時18分閉会

署 名

五所川原市教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、ここに署名する。

令和3年4月22日

五所川原市教育委員会教育長

長 尾 孝 紀

五所川原市教育委員会委員 3番

奈 良 陽 子

五所川原市教育委員会委員 4番

楠 美 恭 寛

会議の書記 教育総務課長

永 山 大 介